

第十五項」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第五項第二号中「持株会社」の下に「及び証券仲介業者(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。次条第二項において同じ。)」を加える。

第十条第二項中「証券業を営む会社」の下に「(証券仲介業者を除く。)」を加える。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第十条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 証券取引法第二条第十二項(定義)に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業(同条第十一項(定義)に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。)のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)

第四条の四第二項第五号イを次のように改める。

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社

第四条の四第二項第五号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加える。

(外国為替及び外国貿易法の一部改正)

第十一条 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十四号中「第二条第十八項」を「第二条第二十一項」に、「同条第十九項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十項」を「同条第二十三項」に、「同条第十八項」を「同条第二十一項」に、

「同条第二十二項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十七項」に、「第二条第九項」を「第二条第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

第二十二條の二第二項中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改める。

第二十六條第二項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条の二第一項中「第二条第十七項」を「第二条第二十項」に改め、同条第二項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

附則第三十五条の三第八項中「第二条第十七項」を「第二条第二十項」に改める。

（商品取引所法の一部改正）

第十三条 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第四百五条の四第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十七項」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第十四条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「第十八項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十四項まで」に改め、同条第七項中「第二条第九項又は第十項」を「第二条第十一項又は第十二項」に改める。

第十三条の二第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 証券取引法第二条第十二項（定義）に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業（同条第十一

項（定義）に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。）のほか、証券仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

第十三条の二第四項第五号イ中「証券専門会社」の下に、「証券仲介専門会社」を加え、同号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加える。

第十六条の四第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 証券仲介専門会社

第十六条の四第一項第七号ロ中「証券専門会社」の下に「証券仲介専門会社」を加える。

（厚生年金保険法の一部改正）

第十五条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の三第一項第五号ハ中「第二条第十八項」を「第二条第二十一項」に、「同条第十九項」を「同条第二十二項」に改める。

第三百三十九条第五項及び第四百四十一条第一項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十六条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条の二及び第九条の五第一項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

第三十七条の十第一項中「第二条第十七項」を「第二条第二十項」に改め、同条第二項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

第三十七条の十一第一項第一号中「又は銀行」を「銀行又は証券取引法第二条第八項に規定する協同組織金融機関」に改める。

第三十七条の十三の三第一項中「第二条第十七項」を「第二条第二十項」に改める。

第三十七条の十四の二第一項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に、「第二条第十七項」を「第二条第二十項」に改め、同項第一号中「又は銀行」を「銀行又は証券取引法第二条第八項に規定する協同組織金融機関」に改める。

第四十一条の十四第一項第二号中「第二条第十七項」を「第二条第二十項」に、「同条第十八項」を「同条第二十一項」に、「同条第十九項」を「同条第二十二項」に改め、同条第三項第二号中「銀行」の下に「若しくは協同組織金融機関」を加え、同条第四項中「第二条第十八項」を「第二十一項」に

改める。

第六十九条の五第二項第一号イ及び第三号イ並びに第九十一条の四第一項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十七条 所得税法の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第五号中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

第二百二十四条の三第一項第二号中「銀行又は」を「銀行、協同組織金融機関（証券取引法第二条第八項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）又は」に、「銀行を」を「銀行及び協同組織金融機関を」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十八条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十五号中「外国証券会社」の下に「外国証券業者、証券仲介業者」を加え、「又は認可」を「許可又は認可」に改め、同号(三)を同号(五)とし、同号(二)の次に次のように加える。

(三) 外国証券業者の外国証券業者に関する法律第十三条の二第一項 (取引所取引の許可)の規定による許可	許可件数	一件につき十 五万円
(四) 証券仲介業者の証券取引法第六十六条の二(証券仲介業の登録) の規定による登録	登録件数	一件につき九 万円

別表第一第二十五号の二中「有価証券市場又は」を「有価証券市場若しくは」に、「又は組織変更」を「組織変更の認可又は外国市場取引」に改め、同号(一)中「第二条第十三項」を「第二条第十五項」に改め、同号(四)を同号(五)とし、同号(三)を同号(四)とし、同号(二)の次に次のように加える。

(三) 証券取引法第一百五十五条第一項(認可)の規定による外国市場取引の認可	認可件数	一件につき十 五万円
--	------	---------------

別表第一第二十五号の二に次のように加える。

(六) 金融先物取引法第五十五条の二第一項(認可)の規定による外国市場取引の認可	認可件数	一件につき十 五万円
--	------	---------------

(住民基本台帳法の一部改正)

第十九条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「第三十条第一項」の下に「若しくは第三十三条の二第二項（同法第三十三条の五において準用する場合を含む。）」を加え、「において準用する場合を含む。」の登録」を「及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。」若しくは第六十六条の二の登録、同法第六十六条の六第一項の届出」に、「若しくは第四十条第一項の認可、同法第五十二条第二項」を「の認可、同法第三百条第三項若しくは第三百条の二第一項の届出、同法第六十六条の三第一項の認可、同条第三項（同法第六十六条の十第四項及び第六十六条の十七第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第六十六条の三第四項ただし書若しくは第六十六条の十第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第六十六条の十四第三項若しくは第六十六条の十五の届出、同法第六十六条の十七第一項若しくは第三項ただし書若しくは第四十条第一項の認可、同法第四百九十九条第二項の届出、同法第五百五十五条第一項の認可、同法第五百五十五条の七」に改め、同表の四の項中「第十二条第一項の届出」を「第十二条第一項（同法第十三条の五において準用する場合を含む。）の届出、同法第十三条の二第一項の許可」に改め、同表の五の項中「第十条の三第二項」の下に「第十条の四第一項（同法第十条の七において準用する場合を含む。）」を加え、同表の六

の項中「第八条第一項」の下に「若しくは第二十九条の二第一項（同法第二十九条の五において準用する場合を含む。）」を加え、同表の七の項中「若しくは第三十四条の二十三第一項の認可又は同法第五十一条の二第二項」を「の認可、同法第三十四条の二十第三項若しくは第三十四条の二十の二第一項の届出、同法第三十四条の二十三第一項若しくは第三十四条の二十八第一項の認可、同条第三項（同法第三十四条の三十四第四項及び第三十四条の四十第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第三十四条の二十八第四項ただし書若しくは第三十四条の三十四第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第三十四条の三十七第三項若しくは第三十四条の三十八の届出、同法第三十四条の四十第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第五十一条の二第二項の届出、同法第五十五条の二第一項の認可又は同法第五十五条の八」に改める。

（銀行法の一部改正）

第二十条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「第十八項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十四項まで」に改め、同条第十項中「第二条第九項又は第十項」を「第二条第十項又は第十二項」に改める。

第十六条の二第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 証券取引法第二条第十二項（定義）に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業（同条第十一項（定義）に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。）のほか、証券仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

第十六条の二第二項第五号イ中「証券専門会社」の下に「証券仲介専門会社」を加え、同号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加える。

第五十二条の二十三第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 証券仲介専門会社

第五十二条の二十三第一項第七号ロ中「証券専門会社」の下に「証券仲介専門会社」を加える。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正）

第二十一条 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「第二条第二十八項」を「第二条第三十二項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第二十二條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十八号中「第二條第十五項」を「第二條第十七項」に、「同條第十三項」を「同條第十五項」に改める。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第二十三條 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第九條第十四号中「第二條第十八項」を「第二條第二十一項」に、「第二條第二十二項」を「第二條第二十五項」に改める。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十四條 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項中「第二條第十一項」を「第二條第十三項」に改める。

(保険業法の一部改正)

第二十五条 保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第八項中「第二条第九項又は第十項」を「第二条第十一項又は第十二項」に改める。

第一百六条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 証券取引法第二条第十二項（定義）に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業（同条第十一項（定義）に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。）のほか、証券仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

第一百六条第二項第六号イ中「証券専門会社」の下に「証券仲介専門会社」を加え、同号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加える。

第二百七十一条の二十二第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 証券仲介専門会社

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十六条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の一部を次のように改正

する。

附則第五十六条第二項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

(土地の再評価に関する法律の一部改正)

第二十七条 土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改める。

(中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正)

第二十八条 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第三条第一項第六号イ中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第二十九条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二第三号中「第二百条第十三号」を「第二百条第十四号」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 施行日から附則第一条第三号に定める日の前日までの間における犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表第十四号の規定の適用については、同号中「第二百条第十三号」とあるのは、「第二百条第十四号」とする。

(証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十一条 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五十二条中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正)

第三十二条 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「同条第十七項」を「同条第二十項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十四

項」に改め、同項第十号中「第二条第十八項」を「第二条第二十一項」に、「同条第十九項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十項」を「同条第二十三項」に、「第二条第九項」を「第二条第十一項」に改め、同項第十一号中「第二条第二十二項」を「第二条第二十五項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十七項」に改める。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第三十三条 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第二項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

第一百十四条第三項中「第二条第十八項」を「第二条第二十一項」に改める。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第三十四条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

(金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正)

第三十五条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十号中「第二条第二十八項」を「第二条第三十二項」に改め、同条第三十三号中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改める。

（証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三十六条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八十五条中「第二条第二十七項」を「第二条第三十一項」に、「第二条第十三項」を「第二条第十五項」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第三十七条 金融庁設置法（平成十年法律第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「次号イからクまで」を「次号イからマまで」に改め、同条第三号中クをマとし、ネからオまでを二つずつ繰り下げ、ツをネとし、ネの次に次のように加える。

ナ 金融先物取引所持株式会社

第四条第三号中ソをツとし、ヨからレまでを一つずつ繰り下げ、カの次に次のように加える。

ヨ 証券取引所持株式会社

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。